デイトレーダーによる相場操縦の告発としては、平成22年度に告発した「大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」（平成22年10月28日告発）に続くもので、４件目の告発となる。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件相場操縦が、金商法（第159条第２項、第197条第２項等　相場操縦行為等の禁止、加重処罰規定）に違反するとして、必要な調査を行い、平成23年８月５日、犯則嫌疑者を福岡地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑者は、財産上の利益を得る目的で、

第１　株式会社ＧＡＢＡ（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成19年11月15日午前９時９分ころから同日午前９時23分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計46株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計150株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を11万円から12万2,000円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計59株を売り付け、

第２　大東紡織株式会社（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、

１　平成21年５月21日午前９時17分ころから同日午前９時19分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計４万7,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計26万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を106円から109円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計７万2,000株を売り付け、

２　同日午前９時31分ころから同日午前９時37分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計11万8,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計28万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を111円から115円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計12万7,000株を売り付け、

３　同日午前９時45分ころから同日午前９時49分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計４万1,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計25万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を110円から113円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計６万1,000株を売り付け、

４　同日午前10時33分ころから同日午前10時49分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計19万8,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計34万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を110円から114円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計19万2,000株を売り付け、

５　同日午後零時38分ころから同日午後零時47分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計８万1,000株を買い付け、さらに、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計29万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を109円から112円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、証券会社を介し、同株券合計12万1,000株を売り付け、

第３　株式会社レオパレス21（東証上場）の株券について、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、

１　平成22年８月31日午前９時ころから同日午前９時３分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計10万500株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計60万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を179円から184円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計15万500株を売り付け、

２　同日午前９時７分ころから同日午前９時24分ころまでの間、同市場において、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、連続した高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株券合計43万8,000株を買い付け、さらに、犯則嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株券合計80万株の買付けの委託を行い、もって同株券売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をし、その株価を179円から181円まで上昇させた上、そのころ、当該上昇させた株価により、嫌疑者以外の名義で、複数の証券会社を介し、同株券合計49万100株を売り付け

たものである。

【告発後の経緯】

平成23年９月13日、犯則嫌疑者について、公訴の提起が行われた。平成24年５月14日、福岡地方裁判所は、本件は、多数の他人名義の証券取引口座等を用いた大がかりな犯行であり、犯行態様も悪質である上、見せ玉等を用いることが違法であることを十分に認識していたにもかかわらず犯行を繰り返したのであって、厳しい非難は免れず、同種事犯を抑止する観点からも厳正な対応が求められるなどとして、懲役３年（実刑）、罰金300万円、追徴金約１億8,695万円の判決を言い渡した。被告人は控訴し、福岡高等裁判所において公判係属中である。